

各位

主催 一般社団法人 刈谷労働基準協会  
 後援 刈谷労働基準監督署

## 労災保険実務講習会開催について

労災保険制度は、労働者が負傷又は疾病に罹患し、当該負傷・疾病と業務との間に相当因果関係が認められる場合に給付対象となります。

このような業務上災害や疾病に関して、労災保険制度に基づく給付の内容、給付を受けるための手続きについて、各事業場においてご認識をいただき、適切な書類の準備・作成をすることが、被災された労働者が迅速かつ適正に救済されるためには必要です。

また、平成30年度の「過労死等の労災補償状況」によれば、仕事上の強いストレスで発症した精神障害による労災請求件数は1820件(前年比+88件増)で、過重労働などが原因で発症した脳・心臓疾患による労災請求件数は877件(前年比+37件増)と増加傾向で、減らしていくことが課題となっています。

そして、労働施策総合推進法が改正され、企業には相談体制の整備等のパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が令和2年4月以降(中小企業は令和4年3月31日までは努力義務)課せられます。

このため、事業所において精神障害の対策として仕事上の強いストレスの一因となるパワーハラスメントの対応がさらに必要になってきます。

そこで、当協会ではこのような事案における手続き等に対する理解を図り、円滑な事務手続きとそれによる迅速・適正な保険給付に資するため、刈谷労働基準監督署後援のもと、下記により労災保険実務講習会を開催し、最近の労災請求事案の法からの視点や注意すべき点等の説明をしていただくとともに、実務経験豊富な産業カウンセラーの立場から企業でのパワーハラスメントの対応等についてご講演をしていただきます。

つきましては、業務多忙とは存じますが、事業主、安全衛生管理者・担当者、人事・総務管理者・担当者の皆様にご出席賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 日 時 2019年11月14日(木) 13:30～16:40(予定)
2. 会 場 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター 交流ホール  
(刈谷市恩田町1丁目157番地1 TEL 0566-24-1841)
3. 次 第
  - 1) 挨拶 (一社)刈谷労働基準協会 中根労災部会長  
刈谷労働基準監督署 寺部署長
  - 2) 説明 ①「労災認定の事例について」  
刈谷労働基準監督署 柳澤労災課長  
②「愛知労働局による働き方改革支援事業について」  
刈谷労働基準監督署 労働時間相談・支援班 辻 友一郎氏
  - 3) 講演 「企業におけるパワーハラスメント対応」(仮題)  
まつした社労士事務所 松下 操氏
4. 参加費 無料(非会員の方も無料です)

■会員事業所の方は講習会等参加証(カード)をご持参下さい。  
 今年度初めて説明会に参加される方には、当日お渡しいたします。

※参加される方は、お手数ですが、裏面の参加申込書にご記入いただき、期日までに申し込み下さい。事前のお申込みが無い方は、当日資料をお渡しできない場合がございますので、必ずお申込みをお願いいたします。

以上

\*ご出席される方は、10月25日(金)までにFAXまたはメールにてお申し込みを  
お願いします。

年 月 日

(一社)刈谷労働基準協会 行き  
(FAX 0566-21-6366)  
(E-mail info@kariya-rouki.or.jp)

## 労災保険実務講習会参加申込書 兼 参加券

2019年11月14日(木)開催の労災保険実務講習会に出席します。

支 部            刈谷    ・    知立    ・    安城    ・    高浜    ・    碧南

(事業所のある所在地に○をして下さい)

事業所名

---

出席者名

---

//

---

//

---